

議案第15号

高齢者等の生活支援・生きがい活動支援事業条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和2年3月10日提出

清水町長 阿部 一 男

高齢者等の生活支援・生きがい活動支援事業条例の一部を改正する条例

高齢者等の生活支援・生きがい活動支援事業条例（平成14年清水町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削る。

別表生きがいデイサービスの項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。